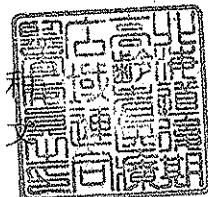


北海道後期高齢者医療広域連合監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第199条第4項の規定による監査について、同条第9項の規定により、別紙のとおり監査の結果に関する報告を決定したので、これを公表する。

平成23年1月27日

北海道後期高齢者医療広域連合監査委員 松本紀
北海道後期高齢者医療広域連合監査委員 大竹秀



平成22年度定期監査結果報告

1 監査の期間

平成22年12月8日から平成22年12月21日まで

2 監査の対象

広域連合事務局、会計班、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局

3 監査の範囲

平成22年4月1日から平成22年9月30日までに執行された事務を対象とした。

4 監査の方法

あらかじめ提出を求めた監査資料と関係書類及び諸帳簿等の審査・照合等を行うとともに必要に応じ、関係職員の説明を聴取し実施した。

なお、今年度は、以下の項目に重点を置いた。

- (1) 支出事務の執行について
- (2) 物品の管理について
- (3) 契約事務の執行について
- (4) 平成21年度定期監査措置状況

5 監査の結果

財務に関する事務執行の状況は、関係書類及び資料等を監査した結果、法令に則して適正に処理されていることを確認した。

監査重点項目の結果は、次のとおりである。

(1) 支出事務の執行について

支出事務の執行については、支出負担行為決議票、資金前渡の関係書類、報酬支給調書等の関係書類を検査した結果、事務処理はおおむね適正に処理されていると認められた。

なお、事務処理上の軽微な事項については、口頭により今後の改善を指導した。

(2) 物品の管理について

物品の管理については、各関係帳簿及び証拠書類を照合した結果、適正な管理が行われていると認められた。

(3) 契約事務の執行について

契約事務の執行については、関係書類を検査した結果、おおむね適正に処理されていると認められたが、契約の一部において改善を要するものが見受けられた。

長期継続契約には、予算の削除又は減額があった場合は契約を解除する旨の条項を設けることが必要であるが、一部の契約においてこの条項が漏れていた。地方自治法第234条の3に定める長期継続契約はその契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなものに限り、「各年度における当該経費の予算の範囲内で」という条件の下に認められるものである。したがって、長期継続契約として適正に執行するため、上記解除条項を整備するなどして是正を図られたい。

(4) 平成21年度定期監査措置状況

平成21年度定期監査における指摘事項（保険料収納率、健康診査受診率、第三者納付金・返納金）については、いずれも改善に向けて具体的な取組が進行中であることが確認できた。今後も着実な改善を要望する。